

着用済み下着の買受け等の禁止

- 1 何人も、青少年から着用済み下着を買受け、その売却の委託を受け、青少年に対しその売却の相手方を紹介し、またはこれらの行為が行われることを知つてそのための場所を提供してはいけません。
- 2 何人も、青少年に対し、着用済み下着を売却するよう勧誘してはいけません。

《違反の場合 30万円以下の罰金》

入れ墨の禁止

何人も、青少年に対し、入れ墨を施し、または入れ墨を受けることを強要し、勧誘し、もしくは周旋してはいけません。

《違反の場合 30万円以下の罰金》

勧誘行為の禁止

何人も、青少年に対し、次の勧誘行為を行ってはいけません。

- 接待飲食等営業(ホストクラブ等)の客となるように勧誘する行為
- 性風俗関連特殊営業(ソープランド、ファッションヘルス、ストリップ劇場、ラブホテル、アダルトショップ等)の従業員となるように関する行為

《違反の場合 30万円以下の罰金》

立入調査について

条例実施のために必要があると認めるときは、知事の指定した者は、興行場その他の営業所に立ち入り、調査、質問等を行うことができます。

《調査を拒む、妨げる、逃げる、資料の提出をしない、虚偽の資料を提出する、質問に対して陳述しない、虚偽の陳述をした行為に対しては、10万円以下の罰金又は科料》

紹介したのは福井県青少年愛護条例の一部です。詳細はコチラ



福井県HP

夕方見守り運動協力店 募集中

夕方見守り運動とは

子どもへの声かけ事案等の多い夕方に合わせて、大人が散歩やジョギング、農作業等の屋外での活動や作業を行いながら、子どもの見守り活動を心がける運動です。

夕方見守り運動協力店の活動内容

夕方の時間帯に店舗前や玄関等に、「見守りフラッグ」を設置していただき、可能な範囲で見守り活動を行っていただきます。

具体的な内容

- 店舗や駐車場などの清掃をしながら
- 花の水やりや草木の手入れなどをしながら
- その他の店舗周辺での屋外作業をしながら



※見守りフラッグ



夕方見守り運動
協力店申請

申請はコチラ

各事業者の皆様へ

福井県青少年愛護条例が 改正されました

令和7年7月施行

改正のポイント

1 「青少年」の定義が変わります

「青少年」は「18歳に達するまでの者」

▶ 未就学児も「青少年」に含まれます

2 民泊業の方に関係者への届出規定(注)を拡大します

(注) 青少年が保護者の同伴なく宿泊し、その言動に不審な点があると認めた場合に、健康福祉センター所長等関係者に届け出るように努めていただく規定

そもそも

福井県青少年愛護条例とは？

青少年を取り巻く社会環境を整備し、青少年の健全な成長を阻害する行為から保護し、**青少年の健全な育成を図る**ため、福井県では「福井県青少年愛護条例」を制定しております。

福井県青少年愛護条例の中では、「県民の責務」として

- 有害図書等に係る努力義務
- 深夜営業施設への立入制限
- 青少年を深夜(午後11時から午前4時までの間)に外出させないための努力義務
- 青少年がインターネット上の有害情報を閲覧させないための義務

等を定めています。

すべての県民に、青少年の健全育成と福祉の向上に努めることが求められています。

有害図書類に関する規制

●有害図書等の販売等の禁止

「福井県青少年愛護条例」では、有害図書等を青少年に対して販売することや閲覧させること等は禁止されています。条例の規制等を遵守した営業をお願いいたします。

【青少年：18歳に達するまでの者】

有害図書とは

有害図書等とは、青少年の健全な育成を阻害するおそれのある書籍、雑誌、絵画、写真、DVDなどで、次のいずれかに該当するものをいいます。

個別指定図書等

図書の内容が著しく性的感情を刺激し、または著しく粗暴性、残虐性もしくは犯罪を誘発助長する性質を有し、青少年の健全な育成を阻害するおそれがあるものを知事が個別に指定します。

包括指定図書等

次のいずれかに該当するものは、自動的に有害図書等と見なされる包括指定図書等になります。

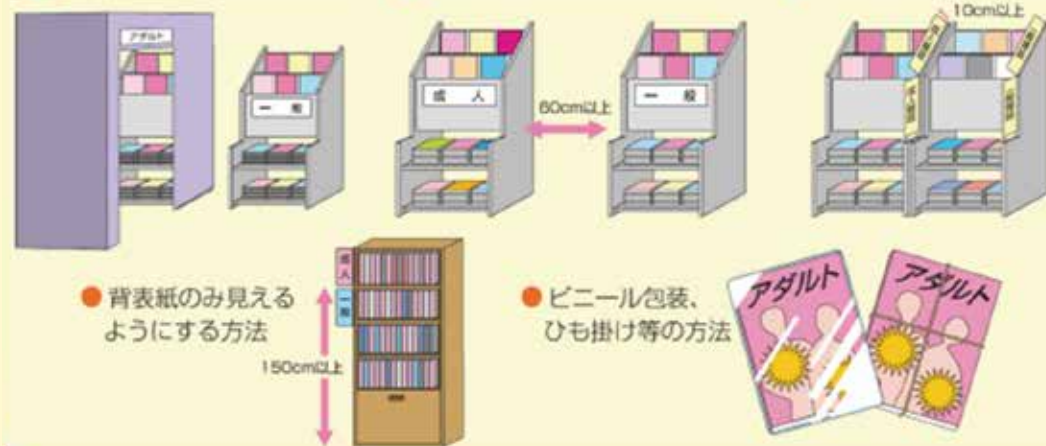
- 書籍または雑誌で、全裸、半裸などの卑わいな姿態等の写真または絵画を掲載するページの数、総数の5分の1以上を占め、または20以上のもの
- ビデオテープ等で卑わいな姿態等を描写した場面で規則で定めるものの時間が合わせて5分を超えるもの

●有害図書等の区分陳列の方法等

図書等の販売業者は

次のいずれかの方法により有害図書等を屋内の容易に監視することができる場所に置かなければなりません。

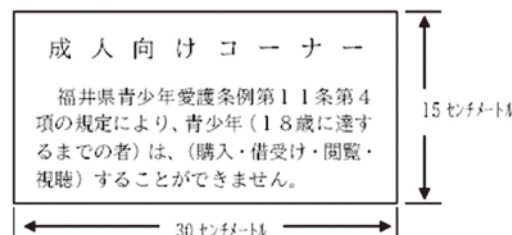
- 成人コーナーを設ける方法
- 一般図書類と距離を離す方法
- 一般図書類と仕切る方法



掲示の様式

また、陳列場所に青少年の購入、借受け、閲覧、視聴を禁ずる旨の掲示をしなければなりません。

(改善等の命令に従わない場合は、20万円以下の罰金または料料)



深夜外出などに関する規制

●深夜外出【深夜：この条例では、午後11時から翌日の午前4時までをいいます】

深夜に営業を営む者等は

深夜に施設内または敷地内にいる青少年に対し、帰宅を促すよう努めなければなりません。

カラオケボックス、まんが喫茶およびインターネットカフェの営業者等は

深夜に青少年を入場させてはいけません。

深夜は青少年の入場を禁ずる旨の掲示をしなければなりません。

違反の場合

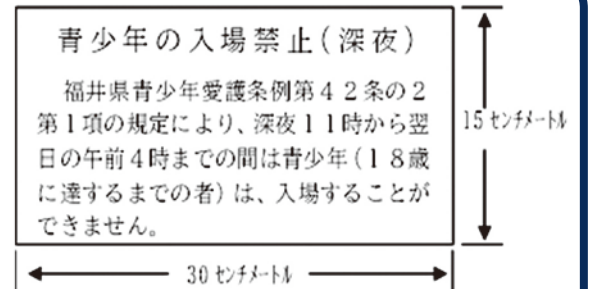
30万円以下の罰金

違反の場合

30万円以下の罰金または料料

掲示の様式

施設に立ち入ろうとする者の見やすい箇所に深夜における青少年の立入を禁ずる旨の掲示をしなければなりません。
(改善等の命令に従わない場合は、20万円以下の罰金または料料)



旅館業者等の届出義務《住宅宿泊事業者(民泊)が加わりました》

青少年が保護者の同伴なく、**旅館**や**民泊**等に宿泊し、**その言動に不審な点がある**と認めた場合に、**旅館業**や**民泊業**を営む者は、健康福祉センター所長、児童・女性相談所長、嶺南振興局敦賀児童相談所長、各市町青少年愛護センター所長または警察官に届け出る必要があります。

旅館業とは 旅館業法において規定する旅館業、ホテル業、下宿営業、簡易宿泊営業等不特定多数の者を宿泊させる営業

住宅宿泊事業者とは 旅館業法の規定外で宿泊料を受けて住宅に人を宿泊させる事業者
《いわゆる民泊業者》

不審な点とは次のような場合が想定されます。

- 曖昧な理由で、連日連泊している
- 青少年として**不相応な金品を所持**している
- 青少年として**不相応な多額の金銭の消費**をしている
- **同伴する保護者がおらず、保護者との連絡がとれない**